

家事事件手続における民間ADRの充実について

(R7.5 日本弁護士連合会・法務省大臣官房司法法制部)

司法制度改革審議会意見書(H13.6)

ADRの拡充・活性化の意義

社会で生起する紛争には、その大小、種類などにおいて様々なものがあるが、**事案の性格や当事者の事情に応じた多様な紛争解決方法を整備することは、司法を国民に近いものとし、紛争の深刻化を防止する上で大きな意義を有する。**

ADRに関する関係機関等の連携強化

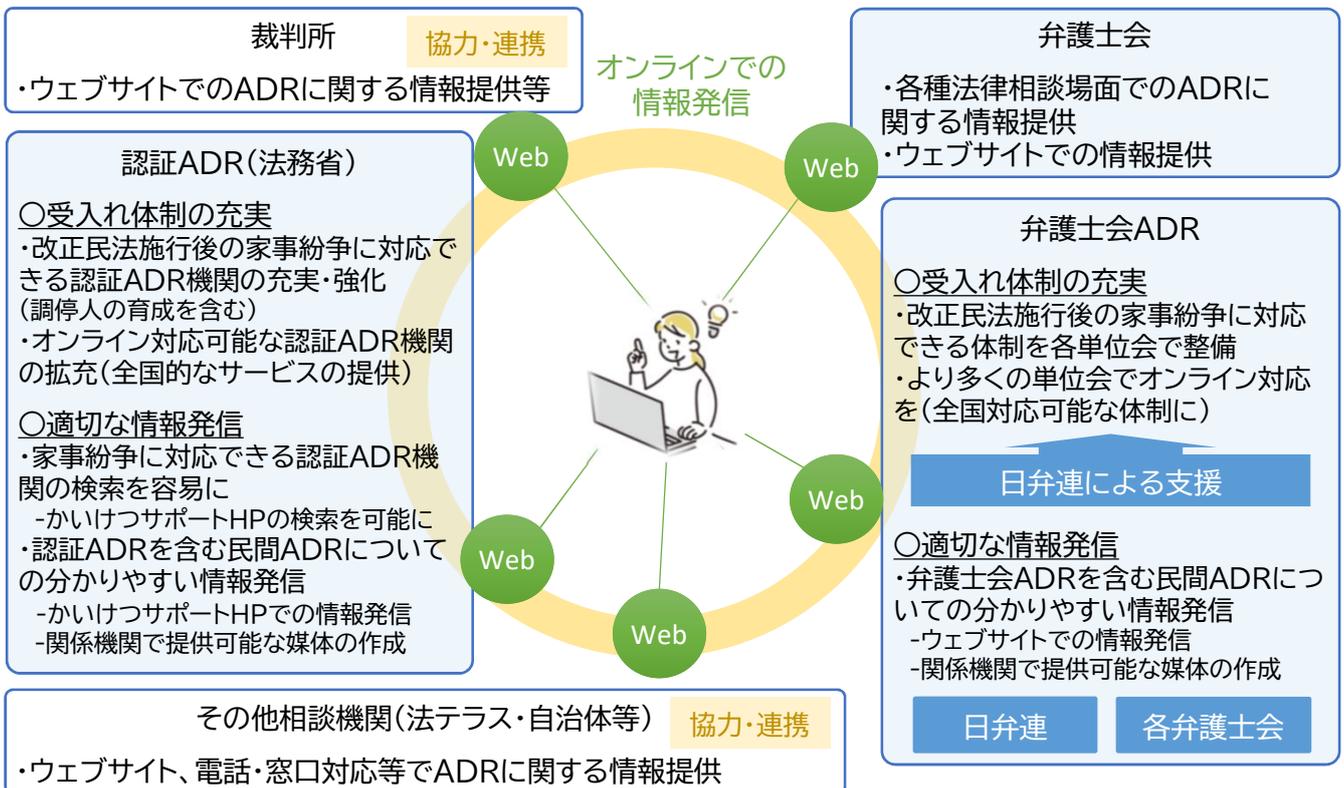
運用面での具体的な連携として、まず、**ADRに関する情報提供面での連携を強化**することが、利用者の利便の向上、ADRに対する認知度・信頼性の向上の見地から重要である。

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

「**父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう**」、「離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、**ADRの利便性の向上**など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること」(衆-6項、参-8項)。

【期待される体制～民間ADRを含む多様な選択肢が適切な形で当事者に提示される仕組み作り】



【体制整備のための取組～関係機関とも協議・連携しながら取組を推進】

1. 裁判所の調停及び民間ADRの**各手続の特長**について整理し、関係者間で相互理解を形成
2. 改正民法施行後の家事紛争の類型を整理し、**手続の特長に応じた棲み分け(役割分担)**を検討
⇒想定される紛争類型を整理することで民間ADRの受入れ体制の整備(調停人の育成を含む)を進める
⇒制度開始後に当事者が手続を適切に選択できないことによる負担増を防止
3. 裁判所、法テラス、弁護士会、自治体等における情報提供の担当者に**1, 2の成果を還元**
4. 法律相談を担当する弁護士に**1, 2の成果を還元**
5. 関係機関の各**ウェブサイト**において1, 2の成果に基づき民間ADRを含む**多様な紛争解決手段を紹介**
+各ウェブサイトの手続案内ページの説明に相互にリンクを貼るなどして、**情報提供のワンストップ化**を図る

利用者目線で
分かりやすく